

平成19年度特別防衛監察の概要

1 目的

今般、前事務次官と防衛省契約企業との不適切な関係が発覚したことにかんがみ、自衛隊員倫理規程等が施行された平成12年4月以降に、利害関係者と共にゴルフ・マージャン・飲食を行った事実関係、利害関係者から物品の贈与等を受けた事実関係及び各機関等における倫理規程等の遵守態勢について、防衛監察本部が特別防衛監察を実施。

2 内容

(1) 対象者

事務次官、防衛参事官、内部部局・各機関等の行政職（一）9級相当職以上の事務官等及び将補以上の自衛官。

(2) 対象となるべき機関等

事務次官、防衛参事官、大臣官房、各局、施設等機関、各幕僚監部、各自衛隊の部隊及び機関、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部、各地方防衛局

(3) 実施要領

聞き取り又は調査票により、早急に調査し、実態を把握する。

(4) 実施期間

平成19年10月～